

米國出征軍人救濟制度に關する調査

國政研究會

昭和十二年八月

6464

注 意 事 項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) ㊤ 3008 番

昭和十二年八月二十五日

米國出征軍人救濟
制度に關する調査

國政研究會

凡 例

一、本調査書は、欧州大戦以後に於いて米國聯邦政府の採りたる出征軍人救濟策を略述したものである。尙聯邦政府の救濟策の他に、各州政府は獨自の救濟策を採りたる事、勿論である。

一、本調査書は、主として、出征軍人管理局長官の發表せる年次報告書に據つた。

一、茲で出征軍人及退役軍人なる語に就き一言すれば、両者共 *veteran* の邦譯である。一九二四年出征軍人法に於いては大戦に参加せる者の内の戦死者、負傷者を指し、ボーナス即時

支拂法に於いては一九一七年四月五日以後一九一七年七月一日迄の間に六十日間以上軍務に服し恩給証書を受けたる者を指してゐる。兩者混同を避ける爲めに、前者を出征軍人、後者を退役軍人とした。

目次

第一、一九二四年世界大戰出征軍人法

一、成立迄の経過

二、出征軍人法の内容

三、一九三〇年整理法

一九二四年世界大戰出征軍人法條文

第二、合衆國出征軍人局（出征軍人管理局）

一、構成

二、被救恤者数及救恤額

三 出征軍人救済費対聯邦経費總額の比較

六一 頁

第三、一九三六年退役軍人ボーナス即時支拂法

六六

一、成立迄の経過

六六

ニ、ボーナス即時支拂法案の内容

七一

三、ボーナス即時支拂の財政的影響

七三

第一、一九二四年世界大戦出征軍人法

一、成立迄の経過

1、欧州大戦と戦時危険保険法

一九一四年、欧州大戦の勃發するや、米國の船舶及びその積荷は、機雷及び獨乙の潜水艦の活動に依り、甚大なる損害を蒙つた。米國の私設保險會社は、この種の危険及損害に対し、その保險の引受を拒絶するか、或は、非常に高率な保險料を課した。為めに、米國船舶の交戦海面航行は不可能となつた。そこで米國政府は、自らこの種の保險を引受ける事とし、一九一四年九月二日、『財務省内ニ戦時危険保險局ヲ設置スル権能ヲ政府に賦與スル法律』を制定した。

次いで、一九一七年、米國は、欧州大戰に参加するや、出征軍人及びその遺族を扶助救済する爲めに、同年十月六日、『戦時危険保険法』を制定した。同法は、政府が、出征軍人戦死者及び痾疾者に対し、アメリカ死亡統計表に年利三パーセント半に由る又五百万弗を倍数とする一千弗以上一万弗以下の保険金を支拂ふべき事を規定せるものである。

2、一九二四年世界大戰出征軍人法の成立
曩の戦時危険法は、制定後、幾多不備の点が明かとなり、又出征軍人に関する管理機關の整理が必要となつた。即ち、出征軍人扶助救済に関する諸法律、就中、合衆國出征軍人局設置法、戦時危険保険法、出征軍人復職法を整理、集成、改正、再制定したるものが『一九二四年世界大戰出征軍人法』(一九二四年七月六日制

定)である。

『一九二四年出征軍人法』の制定に由り、『財務省内ニ戦時危険保険局ヲ設置する権能ヲ政府ニ賦與スル法律』及びその修正法、戦時危険保険法及びその修正法、出征軍人復職法及びその修正法は、廃止さるゝこととなつた。

二、出征軍人法の内容

『一九二四年世界大戰出征軍人法』は當時施行されてゐる出征軍人救済に関する各種の法律を整理したものである。以下、同法の要点を列挙する。因に、同法は、一九二五年、二六年、二七年、二八年、三〇年に修正された。以下の記述は、一九三三年三月迄の修正箇所も考慮に入れた。

(一) 曩の戦時危険保険局其他各種の戦時臨時機關を廃し、大統

(一) 領直属の「合衆國出征軍人局」を設く。長官は大統領に依り任命さる。出征軍人局長官に賦與されたる権能の主要なるものは次の如くである。

(イ) 出征軍人救済に必要な條令の發布

(ロ) 出征軍人の復職の斡旋

(ハ) 出征軍人に医療及び入院の機会を與へ、又医療機関に改

善擴張新設を命ずる権能

(ニ) 出征軍人救恤寄付金の受領

(イ) 戦死者及び癈疾者に対し、次の月額の補償金を支給す

(1) 戦死者に対し

寡婦のみなる時は

三十弗

寡婦と兒女一人の時は

四十弗

(兒女一人を増する毎に六弗増)

兒女一人の時は

二十弗

兒女二人の時は

三十弗

兒女三人の時は

四十弗

(兒女一人を増する毎に五弗増)

父母何れか一人ある時は

二十弗

父母双方ある時は

三十弗

(ロ) 一時全身癈疾者に対し

妻及兒女なき時は

八十弗

妻のみある時は

九十弗

妻及び兒女一人の時は

九十五弗

(兒女一人を増する毎に五弗増)

兒女一人のみある時は

九十弗

(兒女一人を増する毎に五弗増)

父母ある時はその一人毎に 十 弗
一時全身癱疾の補償金は、癱疾の治癒する迄繼續す。

ハ 一時部分癱疾者に対し

その癱疾の治癒する迄、(ロ)の一時全身癱疾者補償金の内、その癱疾に由り生じたる収入減額の割合に相當する額を支給す。

(ニ) 終身全身癱疾者に対し

月額百弗

両眼を失ひたる者には百五十弗

癱疾の條件を二個備へる者には二百弗

(ホ) 終身部分癱疾者に対し

(ニ)の終身全身癱疾者補償金の内、その癱疾に由り生じたる収入減額の割合に相當する額を支給す。

(三) 出征軍人へ看護平看護婦を含むに對し、その者が戦死し

たる時又は癱疾者となりたる時、身体検査を経る事なくして、五百弗を倍數とする一千弗以上一萬弗以下の保険金を支拂ふ。保険料率は、アメリカ死亡統計表及び年利三分半に基き算出する。又超過死亡率及び超過癱疾率に由る保険者の損失及び保険管理費は政府の負担とする。保険金支拂は、百四十回の等額月賦の方法に依る事も出来る。

(四) 生活扶助料 出征軍人局は、出征軍人の爲めに復職の幹旋をなす。復職する迄、次の月額の生活扶助料を支給す

妻のみある時は 十五 弗

妻及び兒女一人ある時は 二十五 弗

(兒女一人を増す毎に五弗増)

妻なく兒女一人ある時は 十 弗

妻なく兒女二人ある時は 十五 弗

(兒女一人を増す毎に五弗増)

生活費の高き地に住む者に対しては相當額の割増を支給す。

三、一九三〇年整理法

一九二四年出征軍人法の制定を見たが、出征軍人管理に関する機関は分立し、管理事務の統一を欠き事務上の不備尠くなかつた。従つてそれらの諸機関を統一する事が必要であり、一九三〇年七月三十日^ロ整理法^ロの制定を見るに至つた。本法は「出征軍人ニ関スル政府ノ各種事業ヲ整理調整スル権能ヲ大統領ニ賦與スル法律」である。

整理法は二條より成る。その要旨は、次の如くである。

一、從來存したる各種の出征軍人救済諸機関、就中恩給局、國立癈

兵收容所、合衆國出征軍人局を廃し、その代りに「出征軍人管理局」なる統一機関を設置し、之をして一切の出征軍人管理に當らしめる。従つて、曩の「合衆國出征軍人局」は、この「出征軍人管理局」に解消された。

二、出征軍人管理局長官は、出征軍人管理局の機能を廃合整理し、新規の機能を創設するの権能を賦與されてゐる。又、議會に対し同管理局の事業の詳細を報告する義務がある。

一九二四年世界大戰出征軍人法條文

(一九三三年三月迄の修正を含む)

第一章 總 則

第一條

本法ハ一九二四年世界大戰出征軍人法ト稱ス

第二條

本法ニ於イテ

「局」トハ、合衆國出征軍人局ヲ指シ、

「長官」トハ、合衆國出征軍人局長官ヲ指スモノトス、

第三條

本法第一章第二章第三章ニ於イテ特別ノ定メナキトキハ

(1) 「兒女」トハ

(a) 嫡出子

(b) 養子

(c) 継子、但シ、ソレガ家計ノ一員タルコトヲ要ス、

(d) 私生子、但シ、父ハシニ関シ、父ガソノ私生子ヲ認知シタル時、又ハ、父ガソノ私生子ノ扶養ヲ法律ニ依リテ命ゼラ

レタル時、又ハ、法律ニ依リテ推定サレタル時ニ限ル、

ハヲ含ムモノトス

(2) 孫トハ、前項(1)ニ定メラレタル兒女ノ兒女ヲ指ス、

(3) 第三百條ノ場合ヲ除キ、兒女及孫ハ、十八才以下ノ未婚者ニ限ル、但シ、未婚ノ兒女及孫ニシテ精神的若クハ肉体的欠陥ニ由リ終身自活シ得ザル時ハ、コノ限りニ在ラズ

(4) 両親ハ、軍務服役中ノ者若クハソノ配遇者ノ父、母、祖父、祖母、養父、養母、継父及継母ヲ含ム、

(5) 父及母ハ、継父及継母、養父及養母、及、陸海軍成員ニ対シソノ兵籍登録若クハ採用前ニ一ヶ年以上両親タルノ地位ニ在リシ者ヲ含ム、

(6) 兄弟及姉妹ハ、同父母ノ兄弟姉妹、異父母ノ兄弟姉妹、継兄弟及継姉妹、養兄弟及養姉妹ヲ含ム、

(7) 兄弟及姉妹ハ、合衆國陸海軍成員ニ対シソノ兵籍登録若クハ採用前ニ一ヶ年以上両親タルノ地位ニ在リシ者ノ兒女、又ハ、ソレト同一ノ家計内ニ在リシ他ノ家族員ヲ含ム、

(8) 將校ハ、準士官ヲ含ム、但シ、合衆國陸海軍ノ實際ノ軍務ニ服役シタル者ヲ含ム、

(9) 者及兵籍ニ登録サレタル者ハ、男女ヲ問ハズ、合衆國ノ兵籍ニ登録若クハ招呼サレタル者又ハ陸海軍ノ實際ノ服務ニ採用サレタル者ヲ指シ、下士及兵曹、及法律ニ依リ定メ

ラルタル養成所ノ成員ヲ含ム、

(10) 兵籍登録トハ、合衆國陸海軍ノ實際ノ服役ニ自發的登録
選拔及採用サル、コトヲ指ス

(11) 負傷トハ、疾病ヲ含ム、

(12) 支給トハ、兵役服務ノ程度及期間ノ長短ニ從ヒ、合衆國
ニ於ケル兵役服務ニ對シナサル、支拂ヲ指ス、但シ、一切ノ
手當ハコノ限りニ在ラズ、

(13) 陸海軍トハ、陸軍、海軍、海兵團、沿岸防備團、海軍豫
備團、海軍義勇團、及、法律ノ定ムル所ニ從ヒ陸海軍ノ軍務
ニ服役シツ、アル他ノ合衆國公務機關ヲ指ス

(14) 世界大戰トハ、大戰ノ期間中及、世界大戰中トハ、一九
一七年四月六日ニ始マリ一九二一年七月二日ニ終ル期間ヲ指
ス、

(15) 大戰終結ノ日及、大戰終結トハ、一九二一年七月二日
ヲ指ス、

第四條

本法ニ依リ、大統領直屬ノ獨立局ヲ設ク、

右ノ獨立局ハ、合衆國出征軍人局ト稱ス。

合衆國出征軍人局ノ長官ハ、大統領、上院ノ同意ヲ得テ、之ヲ
任命ス。合衆國出征軍人局長官ノ俸給ハ、年一万二千弗、月給
トス、

第五條

合衆國出征軍人局長官ハ、大統領ノ一般的指揮ニ服シ、本法
ノ規定ヲ管理執行及實施シ、ソノ目的遂行ノ爲メニ本法ノ規定
ニ抵触セザル限りニ於イテ條令及規則ヲ發布スル權限及權能ヲ
有ス、

第六條

合衆國出征軍人局ハ、出征軍人ニ対シ、適當且利益アル職業ヲ與ヘル権能ヲ有シ、又、義務ヲ負フ。合衆國出征軍人局長官ハ、出征軍人ニ適當且利益アル職業ヲ與ヘルニアタリテハ、勞務長官ノ承認ヲ得テ、勞務省ノ諸施設ヲ可及的ニ利用スル権能ヲ有ス

第七條

合衆國出征軍人局長官ハ、コロンビヤ区ニ中央局ヲ、又、合衆國領土内ニ地方局及支局ヲ設ク、地方局及支局ハ百ヲ超ユルコトヲ得ズ。又、合衆國出征軍人局長官ハ、委任サレタル事業ノ実施並ニ本法ノ目的遂行ニ必要且最善ト認メタル時ハ、出張所ヲ設クベシ。地方局及支局ハ、請願アリタル時ハ、合衆國出征軍人局長官ノ指揮並ニソノ發布セル條令及規則ニ從ヒ、公聽

会ヲ開キ、検査ヲ行ヒ、豫算ヲ支出シ補償金ヲ支給シ、内科、外科及齒科ノ醫療ヲ與ヘ、入院及疾病恢復ノ配慮ヲナシ、必要且適當ナル監督ヲナシ、復職ニ必要ナル訓練ヲ與ヘ、其他、本法ノ定ムル所ニ從ヒ合衆國出征軍人局中央局ノ行ヒ得ル事業ニシテ合衆國出征軍人局長官ガソノ遂行ヲ地方局及支局ニ委任シタルモノ、一部若クハ全部ヲ実施ス。合衆國出征軍人局長官ニシテ必要ト認メタル時ハ、本法ノ管理ニ支障ナキ限り、地方局及支部ニツキ、ソノ或モノヲ廢止スルコトヲ得、

第十條

合衆國出征軍人局長官ハ、大統領ノ一般的指揮ニ從ヒ、適當ナル検査、施療、待遇、入院、處方、疾病恢復、扶養、看護、復職の斡旋、其他、本法ノ規定ヲ實施スルニ必要ナル各種勞務

ヲナス義務ヲ負フ。又、合衆國出征軍人局長官ハ、大統領の指揮ニ從ヒ又關係官省ノ長官ノ承認ヲ得テ、合衆國公共保健團、陸軍省、海軍省、國務省及國立癩兵療養所ニツキソノ現在若クハ將來ノ施設ヲ利用シ、其他、本法ノ目的遂行ニトリテ有用ナル政府諸營造物ヲ利用スル權能ヲ有ス。又、右ノ政府諸機關ハ、ソノ營造物ヲ合衆國出征軍人局ノ利用ニ供スル權能ヲ有ス。右ノ營造物ハ、合衆國出征軍人局長官が本法ノ目的遂行ニトリテ必要且有用ト認メタル人員施設、内科、外科及齒科ノ醫療設備及貯藏物ヲ含ムモノトス、

合衆國出征軍人局長官ハ、本法ノ定ムル被救恤者が受クル入院、醫療及待遇ニツキ不充分ナルコトヲ認メタル時ハ、他ノ手段ニヨル入院、医療及待遇ノ改善化ヲ目的トシテ施設ヲ爲スコトヲ得、

官立病院及外來患者ノ爲メノ醫療設備が不備ニシテ本法ノ定ムル被救恤者ニ適當ナル医療及待遇ヲ爲シ得ズ、又、合衆國出征軍人局長官が現存施設ノ改善又ハ政府營造物ノ増築ヲ必要且有益ト認メタル時ハ、合衆國出征軍人局ニ割當テラレタル豫算ノ許ス範圍内ニ於イテ、政府ノ現存營造物ヲ変更、改良若クハ拡張シ、又ハ、購入其他ノ方法ニ依リテソノ増築ヲ爲スコトヲ得。但シ、患者收容力ヲ増大セシムルガ如キ度更改改良若クハ拡張ハ、之ヲ爲スコトヲ得ズ、又、設備ヲ新設スルニアタリテハ大統領ノ承認ヲ得ルヲ要ス。改良、拡張、若クハ新設サレタル新財産若クハ構築物ハ、合衆國出征軍人局若クハ政府ノ現存官廳ノ恒久的營造物ノ一部ト成ル。右ノ官廳ハ、陸軍省、海軍省、國務省、財務省、國立癩兵療養所ヲ含ム。右ノ恒久的施設ハ、現在ノ要求ニ最モ有用ニシテ且ツ本法ノ定ムル被救恤者ヲ含ム

世界大戰出征軍人ニトリテ將永有用ナルベキ方法ニ依リテ、右官廳ノ何レカニ歸屬スルモノトス、

官立病院ノ不足シ又ハソノ設備ノ不完全ナル時ハ、合衆國出征軍人局長官ハ、必要ナル内科、外科及医療設備及貯藏物ニツキ、州、市若クハ特別ノ場合ニアリテハ私立病院ト契約ヲナスコトヲ得、右ノ契約ノ期限ヲ三年以下トシ得、

合衆國出征軍人局長官ハ、必要ニ應ジ、入院中ノ患者ノ使用ニ供スル爲メニ又獨立警備地ノ被傭者ノ爲メニ、營造物、貯藏物及設備ノ新設ヲ爲ス権能ヲ有ス、本條ノ規定ヲ実施スル爲メニ割當テラレタル豫算ハ、右ノ目的遂行ノ爲メニ、之ヲ増額スルコトヲ得

第十二條

合衆國出征軍人局ハ、本法第四章ニ定メラレタル交付金支給

ノ目的ヲ以テ、公共團體若クハ個人ヨリノ献金若クハ寄付金ヲ受取ル権能ヲ有ス、右ノ献金若クハ寄付金ハ、國庫ニ歸屬シ恒久的基金ヲ繰入レラル、右ノ恒久的基金ハ、之ヲ出征軍人復職金ト稱シ、出征軍人復職補助費トシテ合衆國出征軍人局之ヲ支出ス、献金若クハ寄付金並ニソノ便途ニツキ合衆國出征軍人局長官ハソノ詳細ヲ議會ニ報告スベシ

第十三條

合衆國出征軍人局長官ハ、聯邦出征軍人復職局ノ使用ニ充テラレタル豫算ヲ、本法第四章ニ定メラレタル出征軍人貸付金トシテ使用スルコトヲ得、聯邦出征軍人復職局ノ使用ニ充テラレタル豫算ハ、五十万弗ヲ超ユルコトヲ得ズ、右ノ出征軍人貸付金ハ無利子トシ、割賦償還ヲ爲スコトヲ得、割賦償還ノ方法ハ、合衆國出征軍人局長官之ヲ定ム、右ノ償還金ハ、本法ノ

規定ニ從ヒ支給サル、毎月ノ生計維持費及扶助手當中ヨリ適當ニ差引キテ支拂ハル、モノトス、

第十三条

合衆國出征軍人ノ遺族ニ對シテ、出征前ノ生活費及扶助手當中ヨリ適當ニ差引キテ支給サル、モノトス、

第二章 補償及待遇

第二百條 陸軍省若クハ海軍省ノ實際ノ軍務ニ服役シタル將校若

クハ下士卒又ハ陸軍看護團員（女子）若クハ海軍看護團員（男

子）ニシテ一九一七年四月六日ヨリ一九二一年七月二日迄ノ間

ニ陸海軍軍務服役中ニ蒙リタル負傷若クハ疾病ニ由リ死亡シ若

クハ廢疾者ト成リ又ハ体格検査ヲ受ケ合格シ兵籍ニ登録サル、

以前ニ既ニ存在シタリシ廢疾ノ昂進若クハ再發シタル時ハ、若

スヘシ。右ノ補償金支給ハ、合衆國出征軍人局長官ノ自由裁量ニ依リ、ソノ衣食者ニ對シ個々ニ爲スコトヲ得、但シ、右ノ負傷、疾病、病勢昂進、若クハ再發カソノ者ノ故意ノ過失ニ由ルモノナル時ハ、右ノ補償金ヲ支給スルニ及バズ。全身麻痺、若クハ失明ニ罹リ癱疾ニ由リ生計ノ途若クハ身体ノ自由ヲ失ヒタル者ハ、ソレカ故意ノ過失ニ由ルモノト雖モ、補償金ノ受取ヲ拒絶スルコトヲ得ス。陸軍省若クハ海軍省ノ實際ノ軍務ニ服役シタル將校若クハ下士卒若クハ被傭者ニシテ一九二一年七月ニ日迄ニ除隊若クハ辞任シタル者、及ヒ、一九一八年十一月十一日以後陸軍省若クハ海軍省ノ實際ノ軍務ニ服役シ一九二一年七月二日以後ニ除隊若クハ辞任シタル將校若クハ下士卒若クハ被傭者ハ、体格検査ヲ受ケ合格シ兵籍ニ登録サレタル時ハ健全ナル狀態ニ在リタルモノト看做ス、但シ、實際ノ軍務服役ノ始マ

ル時若クハソレ以前ニ於テ合衆國ノ適當ナル當局者ニ依リ身
体ノ欠陥、異狀若クハ疾病ヲ記録サレタル者ニツキテハ、右ノ
記録ノ程度ニ限り、右ノ規定ヲ適用セス。一九二五年一月一日
迄ニ神経系疾病、脊椎腦膜炎、結核、進行性痙攣性筋肉性麻痺、
嗜眠性腦膜炎若クハ赤痢が本法第二百二條第四項ノ規定ニ從ヒ
二十パーセント若クハソレ以上ニ昇進セル退役將校ハ、一九一
七年四月六日ヨリ一九二一年七月二日迄ノ期間ニ右ノ疾病ニ罹
リタル者、若クハ右ノ期間ニ先天性神経系疾病、脊椎腦膜炎、
結核、進行性痙攣性筋肉性麻痺、嗜眠性腦膜炎若クハ赤痢ノ昂
進シタル者ト推定ス。右ノ推定ハ、結核症及脊椎腦膜炎ニツキ
テハ終結的ナルモノトス。ソノ他ニツキテハ推定ハ、明白且適
確ナル反証ヲ以テセハ反駁シ得ハ、イザイモハ、

本修正法ノ制定後ハ、一九一八年十一月八日迄ニ入隊シ大戦

中九十日以上軍務ニ服役シ懲戒免官ニ依ラサル退役軍人ニシテ
故意ノ過失ニ由ラスシテ二十五パーセント若クハソレ以上ノ終
身癱疾トナレ者ハ、ソノ癱疾カ世界大戦中ノ軍務服役中ニ生シ
タルモノニ非ラサル時ト雖モ、次ノ率ニ於テ癱疾手當ノ支給
ヲ受ケ得ルモノトス
二十五パーセントノ終身癱疾ニ付月額ニ十二弗
五十パーセントノ終身癱疾ニ付月額ニ十八弗
七十五パーセントノ終身癱疾ニ付月額ニ二十四弗
終身全身癱疾ニ付月額ニ四十弗
右ノ癱疾手當ノ支給ヲ受クルニハ、合衆國出征軍人局長官ヨリ
ソノ癱疾カ故意ノ過失ニ由ルモノニアラサルコトノ証明ヲ受クル
ヲ要ス、但シ、本項ノ定ムル癱疾手當ハ、聯邦所得税ヲ免除サ
レサル者ニハ支給セス、

財務長官ハ、合衆國出征軍人局長官ノ要求アル時ハ、右ノ癱疾
手當ヲ受クル出征軍人カ聯邦所得税ノ免除サレタル者ナルヲ証明
スヘシ。右ノ証明ハ終決的ナルモノトス

第二百一條 負傷ニ由ル死亡者ニツキテハ、

若シ死亡者カ寡婦一人及兒女一人ヲ殘シタル時、又ハ、若シ
死亡者カ一人ノ母若クハ父ヲ殘シ父母ノ一方若クハ双方カ右ノ
死亡者ノ依食者ナル時ハ、左ノ月額ノ補償金ヲ支給ス

- | | | |
|-----|--------------|-----|
| (a) | 寡婦一人ニテ兒女ナキ時ハ | 三十弗 |
| (b) | 寡婦一人及兒女一人ノ時ハ | 四十弗 |
| | 兒女一人ヲ増ス毎ニ | 六弗 |
| (c) | 寡婦ナク兒女一人ノ時ハ | 二十弗 |
| (d) | 寡婦ナク兒女二人ノ時ハ | 三十弗 |
| (e) | 寡婦ナク兒女三人ノ時ハ | 四十弗 |

兒女一人ヲ増ス毎ニ

二十帛増

(イ) 扶養スヘキ父母ノ何レカ一方アル時ハ

二十帛

扶養スヘキ父母双方アル時ハ

三十帛

本法ノ定ムル所ニ從ヒテ支給サル、額ハ、寡婦及兒女ニ支給サル、總額ト七十五帛トノ差ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ、扶養スヘキ父母アル時ハ、ソレヲニ支給スヘキ額ハ、二十五帛ヲ下ルコトヲ得ス。右ノ補償金ノ支給ハ、父若クハ母又ハソノ双方ノ依食カ、死亡者ノ死亡前ニ始マリタルト否トヲ問ハサルモノトス、但シ、依食ノ身分ハ各年ノ第一日ニ決定サル、モノトス。合衆國出征軍人局長官ハ、必要ト認メタル時ハ、依食ノ事實ヲ証明スル證據ヲ提出セシメ得、若シ補償金請求者カ右ノ證據ヲ提出スベキ時期ニソノ提出ヲ拒否シ若クハ提出ヲ怠リタル時ハ、補償金ノ支給ハ之ヲ中止若クハ一時停止スヘシ

(1) 一九一七年四月六日以後除隊若クハ辞任迄ノ間ニ死亡シタル出征軍人ニ對シ、合衆國出征軍人局ハ、葬儀埋葬ノ費用及

屍体ノ運送費トシテ百帛ヲ超ヘサル額ヲ支給スヘシ。懲戒免官ニ由ラスシテ除隊若クハ辞任シタル後死亡シタル出征軍人ニ對シ、合衆國出征軍人局長官ハ、自由裁量ニ依リ又各場合ノ事情ヲ考慮シテ、葬儀埋葬ノ費用及屍体ノ運送費（屍体荷造ノ費用ヲ含ム）トシテ百七帛ヲ超ヘサル額ヲ支給スヘシ。右ノ出征軍人ハ、一八九八年四月二十一日以後一九〇一年二月二日迄ノ間ニ契約ニ依リ陸軍看護婦トシテ從軍シタル婦人ヲ含ム、又、合衆國出征軍人局ノ補償金ヲ受領セル期間中若クハ復職ノ訓練ヲ受ケタル期間中若クハ國立軍事收容所ニ在ル期間中死亡シタル者ニ對シテモ、ソノ事情ノ如何ヲ問ハス、右ノ補償金ヲ支給スルモノトス

(2) 寡婦ニ對スル補償金ノ支給ハ、ソノ死亡若クハ再婚迄繼續スルモノトス

(3) 兒女ニ對スル若クハ兒女ノ為メノ補償金ノ支給ハ、右ノ兒女カ十八歳ニ達スル迄若クハ結婚スル迄繼續スルモノトス。若シ右ノ兒女カ精神的若クハ肉体的欠陥ニ由リ自活シ得サル時ハ、右ノ補償金ノ支給ハ、右ノ兒女カ自活シ得ルニ至ル迄繼續スルモノトス。右ノ兒女カ自ラ選定シ且ツ合衆國出征軍人局長官ノ認可ヲ得タル學校、單科大學、專門學校、養成所、工業學校若クハ綜合大學ニ在籍中ナル時ハ、十八歳ヲ超ユルト雖モ、教育若クハ訓練ノ完成スル迄（但シ二十一歳迄）ハ、右ノ補償金ノ支給ハ繼續スルモノトス。右ノ學校ハ、右ノ兒女ノ在籍期間ノ終リタル時、ソノ旨ヲ合衆國出征軍人局長官ニ報告スヘシ。右ノ報告ノ為サレサル時ハ、合衆國出征軍人

局長官ハ、右ノ認可ヲ取消スヘシ

(4) 偶發的事由ニ由リ本法ニ定メラレタル補償金ノ支給ノ止ミタル時ハ、補償金原被救恤者ノ受取ルヘカリシ補償金額ハ、他ノ被救恤者ニ支給サル、モノトス

(5) 寡婦トソノ被後見者タル兒女トノ間ノ、又、教人ノ兒女ノ間ノ補償金ノ割當ハ、法規ノ定マル所ニ從フ

(6) 本條ニ云フ「寡婦」ハ、一九三一年七月二日以後ニ死亡セラル出征軍人ト結婚シタル寡婦ヲ含マス、但シ、右ノ出征軍人カ若シ生存シタリトセハソノ寡婦ニ依食スヘカリシ時ハ、コノ限リニ在ラス

第二百二條 若シ 癆疾カ負傷ニ由ルモノナル時ハ、

(1) 癆疾カ一時全身癆疾ナル時ハ、ソノ癆疾ノ治癒スル迄、毎月若クハ毎半月ニ次ノ月額ノ補償金ヲ支給ス

- (a) 妻若シクハ兒女ナキ時ハ 八十弗
- (b) 妻一人ニテ兒女ナキ時ハ 九十弗
- (c) 妻一人及兒女一人ノ時ハ 九十五弗
- (d) 兒女一人ヲ増ス毎ニ 五弗増
- 妻ナク兒女一人ノ時ハ 九十弗
- (e) 兒女一人ヲ増ス毎ニ 五弗増
- 扶助スヘキ父母ノ何レカ一人若シクハ双方アル時ハ、
ソノ一人ヲ増ス毎ニ十弗ヲ加フ、但シ、依食ノ身分ハ各
年ノ第一日ニ決定サル、モノトス。合衆國出征軍人局長
官ハ、必要ト認ムル時ハ、依食ノ事實ヲ証明スル証據ヲ
提出セシメ得。若シ補償金請求者カ右ノ証據ヲ提出スヘ
キ時期ニソノ提出ヲ拒否シ若クハ提出ヲ怠リタル時ハ、
補償金ノ支給ハ、之ヲ中止若クハ一時停止スヘシ

- (2) 癱疾カ一時部分癱疾ナル時ハ、ソノ癱疾ノ治愈スル迄、毎
月若クハ毎半月ニ、一時的全身癱疾者ノ受クル補償金額ノ内、
癱疾ニ由リ收入ノ減シタル割合ニ相當スル額ヲ毎月支給ス。
右ノ割合カ十パーセントニ充タサル時ハ、補償金ヲ支給セス、
結核ニ罹リ入院シタル後一ケ年以内ニ退院スヘキ退役軍人
ニ對シテハ、一時全身癱疾者ト同一額ノ補償金ヲ六ヶ月ニ限
リ支給ス、但シ、右ノ補償金ノ支給ハ、完全ニ罹病シタル事
實ヲ合衆國出征軍人局長官カ認メタル場合ニ限ル
- (3) 癱疾カ終身全身癱疾ナル時ハ、月額百弗ノ補償金ヲ支給ス。
兩足若クハ兩手若クハ兩眼若クハ一足及一手若クハ一足及一
眼若クハ一手及一眼若クハ兩耳ノ聽覺ヲ終身失ヒタル者、又
ハ、終身自活ノ能力ヲ失ヒタル者、又ハ終身病床ニ在ルヘキ
者ハ之ヲ終身全身癱疾者ト看做ス。兩眼ヲ失ヒタル者ニハ、

毎月百五十弗ノ補償金ヲ支給ス。兩眼及一本若クハソレ以上ノ指ヲ失ヒタル者ニハ、毎月二百弗ノ補償金ヲ支給ス。右ノ廢疾ノ條件ヲ二個以上備ヘタル終身全身廢疾者ニハ月額二百弗ノ補償金ヲ支給ス。

結核ニ罹リ一年間入院シ復職ノ訓練ニ堪ヘ得サル退役軍人ニ對シテハ、ソノ退院カ本人及ソノ家族ニトリテ有害ナラサル時ニ限り、本人ノ要求ニ應シ、合衆國出征軍人局長官ハ、ソノ退院ヲ許可スルコトヲ得。右ノ退役軍人ニハ、一時的全身廢疾者ト同一額ノ補償金ヲ支給ス。

一九一七年四月六日以後一九一八年十一月十一日迄ノ間ニ實際ノ軍務服役中受ケタル負傷ニ由リ身體創作的器官又ハ一本若クハソレ以上ノ足若クハ手ヲ失ヒタル者ニハ、月額二十五弗ノ補償金ヲ支給ス、但シ、対ロシア戰爭ニ從軍シタル出

征軍人ニツキテハ、右ノ期間ハ之ヲ一九一七年四月六日以後一九二〇年四月一日迄トス

(4) 廢疾カ終身部分廢疾ナル時ハ、終身全身廢疾者ニ對シ支給サルヘキ補償金額ノ内、右ノ廢疾ニ由リ收入ノ減シタル割合ニ相等スル額ヲ毎月支給ス、但シ、右ノ割合カ十パーセントニ充タサル時ハ、補償金ヲ支給セス

(5) 廢疾者カ看護婦若クハ附添人ヲ必要トスル時ハ、合衆國出征軍人局長官ノ適當ト認メタル額ノ追加補償金ヲ支給ス

(6) 右ニ定メタル補償金ノ他ニ、合衆國出征軍人局ハ、右ノ廢疾者ニ對シ、合衆國出征軍人局長官ノ有用且適當ト認メタル配慮ヲ爲シ、又ハ、内科外科齒科ノ医療ヲ與ヘ、又、右ノ廢疾者ヲ入院セシム

(7) 一九二四年七月一日以後公共機關内ニ居住シ合衆國政府ヨ

リ六ヶ月間生活ノ扶助ヲ受ケ且ツ、妻若クハ児女若クハ扶養
スヘキ兩親ヲ有セサル廢疾者ニハ、毎月二十弗ノ補償金ヲ支
給ス、右ノ補償金ハ、合衆國出征軍人局長官ノ自由裁量ニ依
リ該公共機關ノ長官ニ對シ支拂フコトヲ得、但シ、右ノ出征
軍人ノ財産ノ内、戰時危險保險法若クハ一九二四年世界大戰
出征軍人法ニヨリ定メラレタル基金ヨリ支給サレタル部分カ
三千弗若クハソレヲ超ユル時ハ、右ノ財産カ三千弗ニ減スル
迄、右ノ補償金ノ支給ハ之ヲ一時停止ス

(註) 一切ノ種類ノ公共機關内ニ居住シ出征軍人局ヨリ生活
ノ扶助ヲ受ケ且ツ妻、児女若クハ扶養スヘキ兩親ヲ有セ
サル出征軍人(但シ終身全身廢疾者ヲ除ク)ニ對シ支給
サル、補償金ハ、一九二七年六月三十日以後八月額三十
弗ヲ超ユルヘカラス、と修正された。

(一九二六年七月二日修正、一九二七年三月三日廢止)

第三章 保險

第三百條 陸軍省及海軍省ノ實際ノ軍務ニ服役シタル將校下士卒
及陸軍看護團員(女子)及海軍看護團員(男子)並ニソノ依食
者ヲ保護スル爲メニ、合衆國ハ、以下ニ規定スル保險料ノ拂込
アリタル時ハ、合衆國出征軍人局ノ規定ニ從ヒ且身體検査ヲ爲
サスシテ、右ノ者ノ死亡若クハ終身全身廢疾保險ヲ合衆國政府
生命保險ニ附ス。右ノ保險ハ、五百弗ヲ倍数トシ、一千弗以上
一萬弗以下トシ、被保險者ハ兵籍登録若クハ入隊後百二十日以
内ニ申込ムコトヲ要ス
保險金ハ、配偶者、児女、孫、兩親、兄弟、姉妹、伯叔父、

伯叔母、甥、姪、義兄弟若クハ義姉妹、終身全身廢疾者ノ時
ハ該員傷者ニ支拂ハル

合衆國ハ、保險ノ管理費及戰爭ノ危險ニ由ル超過廢疾率並
ニ超過死亡率ノ費用ヲ支拂フ。保險料率ハ、アメリカ死亡統
計表及三パーセント二分ノ一ノ利率ニ基ク純率トス

第三百一條 本法ニ別段ノ定メナキ場合ニ限り、保險金ハ、百四
十圓ノ等額月賦支拂ヲナスコトヲ得、但シ、毎圓ノ支拂額力五
弗ニ充タサル時ハ、合衆國出征軍人局長官ノ自由裁量ニ依リ、
無利子全額一時支拂ヲナスコトヲ得。計算ハスヘテ、アメリカ
死亡統計表及三パーセント二分ノ一ノ利率ニ基キナサルモノト
ス

第四章〔復職ノ訓練及生計ノ扶助〕

第四百條 軍務服役中故意ノ過失ニ由ラスシテ廢疾トナリ若クハ
廢疾ノ昂進シタル退役若クハ賜暇中ノ將校下士卒、又ハ、一
九一七年四月六日以後一九二一年七月二日迄ノ間ニ廢疾ノ昂進
シタル退役若クハ賜暇中ノ將校下士卒ニ對シ、合衆國出征軍人
局ハ、ソノ所定ノ復職手續ヲ爲ス、

第四百一條 合衆國出征軍人局ハ、一九二六年六月三十日迄、本
法第四百條ニ定メラレタル者ノ復職ノ爲メニ、適當ナル手續
ヲ爲ス権能ヲ賦與サレ又ソノ義務ヲ負フ。復職手續ヲ受クル爲
メニ選ハレタル者ハスヘテ、合衆國出征軍人局ヨリ本人ノ生計
維持及扶養ニ必要ナル收恤金ヲ、又若シ依食者アル時ハ依食者
ノ分モ併セ、毎月若クハ毎半月ニ受取ルコトヲ得。右ノ收恤金

額ハ、合衆國出征軍人長官之ヲ決定ス

右ノ救恤金ハ、依食者ナキ者ニ八月額八十弗以下、依食者アル者ニ八月額百八弗及左ノ家族手當ヲ支給ス

(a) 妻一人ニシテ兒女ナキ時ハ 月額 十五弗

(b) 妻一人及兒女一人ノ時ハ 二十五弗

(c) 妻十ク兒女一人ノ時ハ 十弗

(d) 妻十ク兒女二人ノ時ハ 十五弗

兒女一人ヲ増ス毎ニ 五弗

生活費カ平均額ヲ超過シ比較的高水準ニ在ル土地ニ住ム者ニ對シテハ、合衆國出征軍人局ハ、右ノ生活扶助料ノ他ニ、合衆國出征軍人局長官ノ必要ト認メタル額ヲ割増スルコトヲ得、但シ、右ノ割増アル時ト雖モ、依食者ナキ者ハ月額百弗ヲ、依食

者アル者ハ百二十弗ニ右ノ家族手當ヲ加ヘタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

第五章 罰則

第五百條 本法ニ定ムル補償以外ノ補償ヲ勧誘、契約、請求若クハ受領シタル者ハ、該犯行毎ニ、五百弗以下ノ罰金若クハ二年以下ノ懲役ニ處シ、又ハ、兩刑ヲ併科ス

第五百一條 補償金、保險金若クハ救恤金ヲ要求スルニ當リテ虚偽ノ誓書ヲ提出シタル者ハ、ソノ何人タルヲ問ハス、五千弗以下ノ罰金若クハ二年以下ノ禁錮ニ處シ、又ハ、兩刑ヲ併科ス

第五百二條 本法ニ定ムル補償金若クハ救恤金ヲ受取ル權利アル者カ、偶發事故ノ突發ニ由リソノ權利ヲ喪失シタル後ニ、詐リテ

右ノ金銭ノ支給ヲ受ケタル時ハ、二千弗以下ノ罰金若クハ一年以下ノ禁錮ニ處シ、又ハ、兩刑ヲ併科ス

第五百三條

戰時危險保險法及一九二四年世界大戰出征軍人法ニ定ムル現金小切手、補償金、保險金若クハ救恤金ヲ受取ル權利ナキ者カ、合衆國政府若クハ合衆國出征軍人局ノ被救恤者ヲ詐ル目的ヲ以テ、右ノ金銭ヲ受取リタル時ハ、二千弗以下ノ罰金若クハ一年以下ノ禁錮ニ處シ、又ハ、兩刑ヲ併科ス

第五百四條 自己若クハ他人ノ爲メニ補償金、救恤金若クハ何等カノ金銭ノ交付ノ請求若クハソノ請求ノ承認ニ関シ、情ヲ知りテ虚偽ノ口述書、宣誓書、証明書若クハ証拠物件ヲ作成シ若クハ提出シ若クハ第三者ヲシテ爲サシメ、若クハ共謀、結託若ク

ハ援助ヲ爲シ若クハ周旋シタル者ハ、ソノ一切ノ確利、下付金請求權及特惠ヲ剝奪シ、一千弗以下ノ罰金若クハ一年以下ノ禁錮ニ處シ、又ハ、兩刑ヲ併科ス

第五百五條 下付金請求權ヲ有スル未成年者ノ利益ノ爲メニ、戰時危險保險法若クハ一九二四年世界戰爭出征軍人法ノ定ムル所ニ從ヒ下付金ヲ保管セル後見人、委員、又ハ、法律ニ依リ下付金請求若クハソノ財産ノ保護管理ヲ命セラレタル者カ、信託ニ違反シ右ノ下付金ヲ費消シ若クハ自己ノ爲メニ私消シタル時ハ、二千弗以下ノ罰金若クハ五年以下ノ懲役ニ處シ、又ハ、兩刑ヲ併科ス

第六章 雜規定

第六百條

左ノ諸法律ヲ茲ニ廢止ス

(1) 一九一四年九月二日制定ノ「財務省内ニ戰時危險保險局ヲ設置スル権能ヲ政府ニ賦與スル法律」

(2) 一九一六年八月十一日制定ノ「財務省内ニ戰時危險保險局ヲ設置スル権能ヲ政府ニ賦與スル一九一四年九月二日制定ノ法律ニ對スル修正法」

(3) 「財務省内ニ戰時危險保險局ヲ設置スル権能ヲ政府ニ賦與スル一九一四年九月二日制定ノ法律ニ對スル修正法」

(4) 一九一七年六月十二日制定ノ「財務省内ニ戰時危險保險局ヲ設置スル権能ヲ政府ニ賦與シ其他諸目的ノ爲メノ一九一四年九

月二日制定ノ法律ニ対スル修正法

(5) 一九一七年十月六日制定ノ「財務省内ニ戦時危険保険局ヲ設置スル権能ヲ政府ニ賦與シ其他諸目的ノ爲メ」一九一四年九月二日制定ノ法律ニ対スル修正法、但シ同法第三章第三百十三條及第三百十四條ハコノ限リニ在ラス

(6) 一九一八年七月十一日制定ノ「戦時危険保険法ニ対スル修正法」

第六百一條

左ノ諸法律ヲ茲ニ廢止ス

- (1) 戦時危険保険法修正法
- (2) 出征軍人復職法修正法
- (3) 「出征軍人局ヲ設置シソノ施設及活動ヲ改善シ更ニ戦時危険保険法ヲ修正制限スル爲メ」ノ法律

第二 合衆國出征軍人局

一 構成

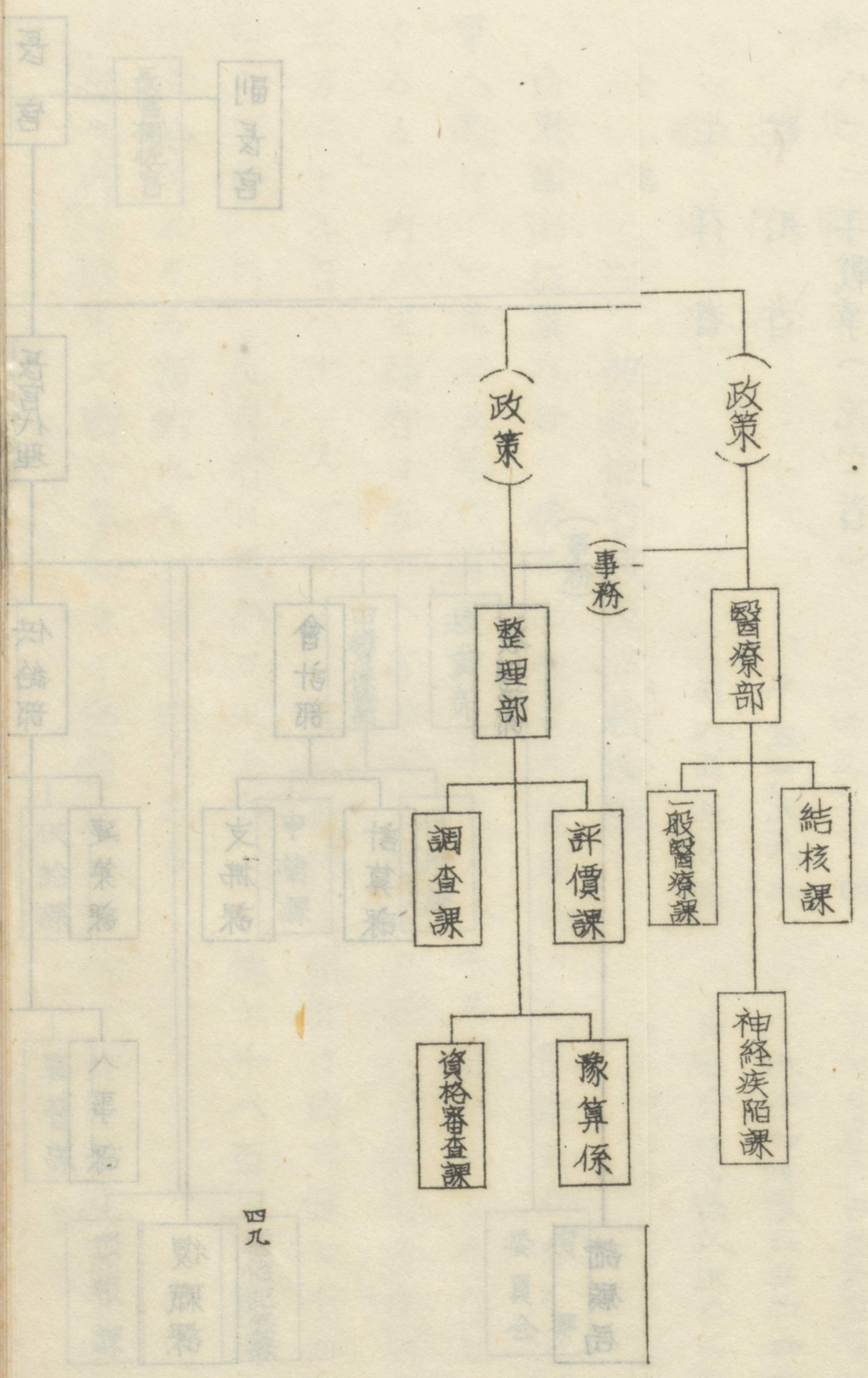
一九二四年出征軍人法ニ定ムル所ニ依リ、同年七月、合衆國出征軍人局が獨立局として設置された。

同局の構成は、先づ、長官の下に副長官及び長官代理及び長官に勸告を與へる長官補佐官があり、長官代理の下に醫療、救貧申請及保險、供給、會計、一般相談、整理の七部が置かる。醫療部は結核、神經系疾病及び一般醫療を、救貧部は貧窮家族の救済を、申請及保險部は救恤金請求に対する事務及び戦時危険保險の管理を、供給部は物資供給及び醫療施設の改良擴張新設を、會計部は金銭出納事務を、一般相談部は遺族の保健上經濟上其他各般の相談事務を、整理部は調査其他救恤金の算定事務を取扱ふ。右七

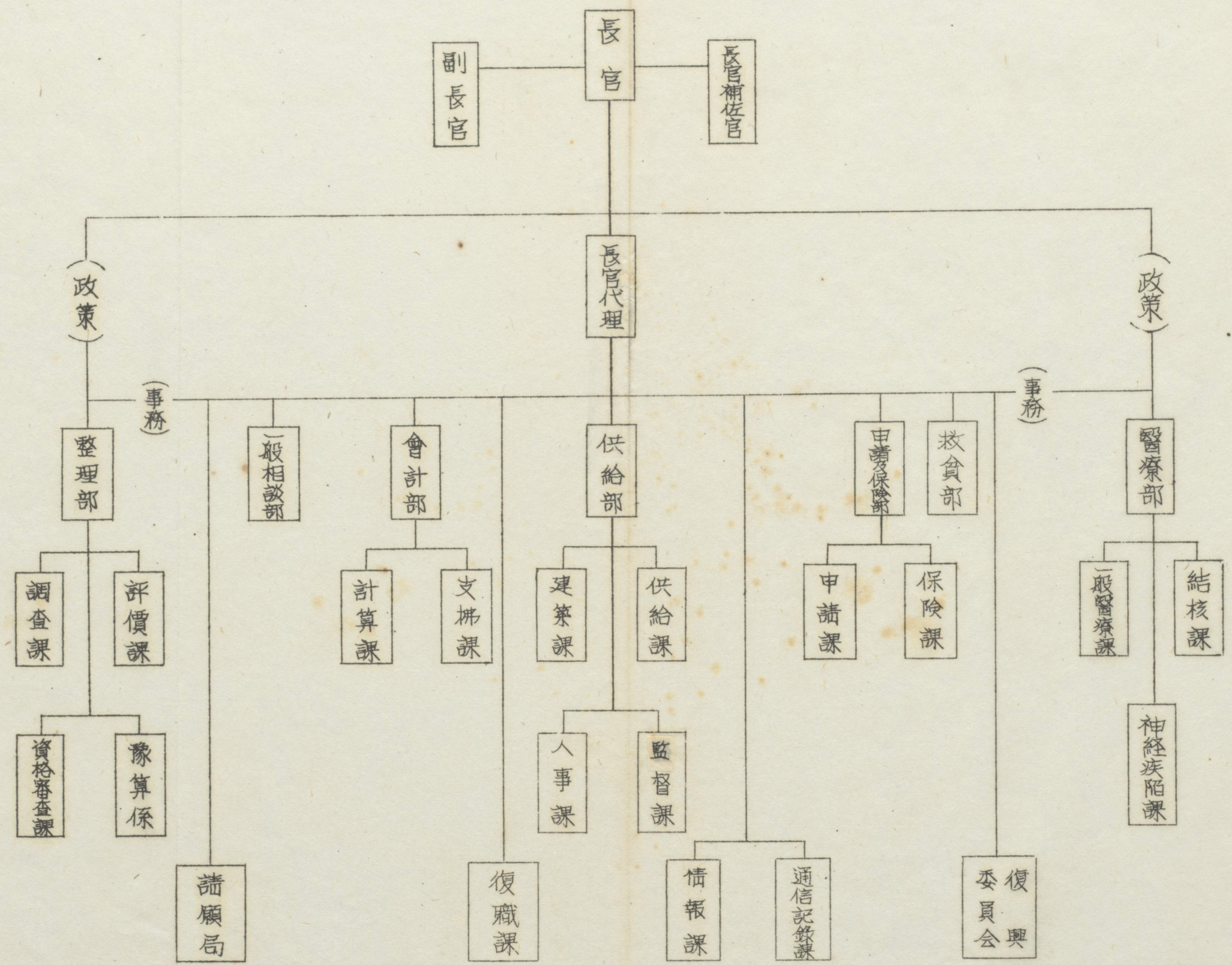
部の他に復興委員会、情報通信記録課、復職幹旋課及諸願局の外
府局課がある。

出征軍人局の構成を図で示せば、次の如くである。

合衆國出征軍人局の構成
合衆國出征軍人局が一九三〇年、出征軍人管理局に合併された
事、既に述べた通りである。



合衆國出征軍人局の構成



受領者を含むは約四十七万人、その救恤金總額は二億一千九百
万弗である

一九三五年六月三十日現在登録出征軍人数及
一九三五年度交付金總額

戦争

一九三五年六月三十日現在登録者数

交付金總額

合計

生存者

五八五、九五五

二七八、〇〇六、八八八、一五

戦死者

二五三、九八二

九六、四〇〇、二七一、四二

一八一二年戦争（死亡者）

四

二六八、〇〇

対メキシコ戦争（死亡者）

二九四

一八〇、三一六、二〇

対インデアン戦争

八、六四四

三八五、五六六、〇〇

生存者

三、八九九

二、一三八、四九四、九七

戦死者

四、七四五

一、七一四、〇七二、〇三

南北戦争

一、三五六三

六三、五三九、五八二、七二

生存者

一、三二七三

一六、一四四、二五五、三六

戦死者

一、〇、二九〇

四七、三八五、三二七、三六

対スペイン戦争

二、〇三、五四七

二、八七七、七五三、二九五、二〇

生存者

一、六四、五〇二

六六、二五三、八二六、一四

戦死者

三九、〇四五

一一、五〇〇、四六九、〇六

平時

三九、三六四

九、二三七、五九九、八二

生存者

三、一一二四

七、三四一、四九五、八六

死亡者

七、二四〇

一、八九六、一〇三、九六

欧州大戦

四七三、五二一

二、一九、八五一、一二八、六三

生存者及緊急退職
官吏等受領者

三七二、二五七

一、八六、一二九、八二五、八二

三三三七二三三〇二八

が補償金受領者である。之を大戰参加の翌年即ち一九一八年以後各年に就きて見れば、次表の如くである。

五四

年	年金	補償金	緊急退職官吏手當	軍事手當 以外の手當	合計	年金	補償金	合計
一九二四年	五六八	一七九、〇三七	—	—	一七九、〇九三	二二八	五七、九七一	五七、九七三
一九二五	四九	二二、六四四	—	—	二二、六九三	二一	六五、九五八	六五、九七九
一九二六	四九	二六、四八四	—	—	二六、五三三	一九	七六、八八一	七六、九〇〇
一九二七	四八	二四、六一一	—	—	二四、六五九	一七	八三、八二七	八三、八四四
一九二八	四七	二五、五五六	—	—	二五、五八三	一七	八五、六三四	八五、六五一
一九二九	四五	二六、二三八	四、三四三	—	二六、四二六	一七	八七、六六八	八七、六八五
一九三〇	四四	二七、九五九	六、〇八三	—	二八、六六六	一五	九〇、九五四	九〇、九六九
一九三一	四一	二九、二八八	六、三六四	二九、五六八	五五、二六一	一二	九三、三三四	九三、三四六
一九三二	三八	三六、六五八	六、四二五	四〇、七五八	七四、六九五	一二	九七、四四八	九七、四六〇
一九三三	三六	三六、七一〇	六、〇〇七	四二、四八二	七五、五三三	一一	九八、六二八	九八、六三九
一九三四	—	三三、二一六	一、五六六	二九、九〇三	三六、六八五	—	九九、二二九	九九、二二九

次に、年金其他の救恤金の一人年平均額は幾何。次表がそれを示す。即ち、生存者に対する年金は年額二百二十弗乃至二百五十弗、補償金年額は四百四十弗乃至五百四十弗、両者の平均年額は四百弗乃至五百四十弗である。又、戦死者に対する右の数字はそれぞれ二百五十弗乃至二百八十弗、三百十弗乃至三百三十弗、三百十弗乃至三百三十弗である。結局生存戦死の両者を通じ年平均四百弗の救恤金を支拂ふ計算である。

一九一八年―三四年に於ける年金補償金
療疾手當、緊急退職官吏手當の一人平均年支給額

年	生 存 者		戦 死 者		平均
	年金	補償金	年金	補償金	
一九一八年	二九、五〇 ^弗	三三、二一七 ^弗	二五、七七五 ^弗	三九、一九 ^弗	三三、二八五 ^弗
	療疾手當 ^弗	緊急退職官吏手當 ^弗	療疾手當 ^弗	緊急退職官吏手當 ^弗	
	—	—	—	—	
	平均	平均	平均	平均	
	二九、九八 ^弗	三三、二一七 ^弗	二五、七七五 ^弗	三九、一九 ^弗	三三、二八五 ^弗

	年金	補償金	療養手當	緊急退職官吏手當	平均	年金	補償金	平均	平均
一九一九年	三三六、〇七	三七八、九三	—	—	三七八、五七	三三〇、六七	三三八、三〇	三二八、三〇	三四八、六四
一九二〇	三三四、八四	四四九、九二	—	—	四四九、一九	三三六、六九	三二六、四四	三二六、三三	四一七、〇〇
一九二一	三三二、〇一	四四八、八一	—	—	四四八、七二	三二五、六三	三二五、九九	三二五、九四	四一七、五三
一九二二	三二六、三四	四四八、三〇	—	—	四四八、三二	三六五、三四	三二五、六八	三二五、六五	四一八、〇二
一九二三	三二五、五九	四四五、八七	—	—	四四五、八一	三五〇、三四	三〇七、八七	三〇七、八四	四一三、七八
一九二四	三二六、三九	四四五、六〇	—	—	四四五、五三	三八八、〇〇	三〇六、九三	三〇六、九三	四二一、六三
一九二五	三二五、〇二	四四七、七八	—	—	四四七、七二	二九四、八六	三二七、三一	三二七、三〇	四二〇、五五
一九二六	三二二、八八	四四七、四〇	—	—	四四七、四〇	二八五、四七	三二四、三四	三二四、三三	四二五、四〇
一九二七	三二一、〇〇	四四四、四四	—	—	四四四、三八	二八三、七六	三二六、八三	三二六、八三	四二六、九四
一九二八	三二七、二五	五三九、三二	—	—	五三九、三六	二八〇、九四	三二七、九一	三二七、九〇	四二六、五二
一九二九	三二五、三三	五二八、九八	—	—	五二八、四〇	二七五、三九	三二九、五五	三二九、五四	四二九、四五
一九三〇	三二四、四五	五二八、六九	—	—	五二八、三一	二八七、四〇	三三〇、七七	三三〇、七六	四二九、〇八

五七

一九三一	二四九、九五	五三三、六〇	一九九、二二	一六六、九一	四〇三、三二	二八四、〇〇	三三四、八三	三三四、八三	三九三、一五
一九三二	二三四、九五	五二九、四三	一九三、一九	一六八、三二	三五四、八六	三〇〇、〇〇	三三五、七五	三三五、七五	三九二、六四
一九三三	二四〇、六七	五二四、四二	一八九、〇五	一六五、三六	三五〇、二二	二八三、六四	三三六、四六	三三六、四五	三九八、六三
一九三四	—	四七六、〇八	三〇七、三二	一六二、四二	四六七、二二	—	三三七、〇四	三三七、〇四	四三九、三四

次に療疾者の救恤状況は次表の如くである。一九三四年に於いて、一時部分療疾者は一人月平均三十一弗九十七仙、一時全身療疾者は九十四弗六十一仙、終身部分療疾者は三十三弗二十六仙、終身全身療疾者は九十九弗六十五仙をそれぞれ支給された。

發疾者補償金月平均支給額表

(人数の括弧内数は發疾者總数に対する百分比を示す
月平均額の括弧内数は一人當月平均額を表す)

	一時部分發疾		一時全身發疾		終身部分發疾		終身全身發疾		合 計	
	人 数	月平均額	人 数	月平均額	人 数	月平均額	人 数	月平均額	人 数	月平均額
一九三三年	一九六八 (六五.七)	三三.五五 (一九.六八)	三九.〇六 (二五.八七)	三〇.九六 (一八.八八)	二〇.五八 (一三.三三)	三六.八四 (二二.四四)	一八.三〇 (一〇.〇〇)	六.八〇 (三七.六)	一八.三〇 (一〇.〇〇)	六.八〇 (三七.六)
一九三四年	八三.三三 (四六.五五)	二七.八三 (一三.四〇)	二九.八〇 (一三.三)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三五年	八二.六三 (三六.五)	二八.七八 (一三.三)	三六.五九 (一三.五)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三六年	七三.八七 (三二.一)	二九.九五 (一三.四)	二九.九三 (一三.四)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三七年	六四.三〇 (三六.四)	二七.七一 (一三.三)	二七.九三 (一三.三)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三八年	六六.四五 (三五.八)	二九.〇五 (一三.四)	二七.〇四 (一三.三)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三九年	七三.六八 (三七.七)	二五.三八 (一三.四)	二八.五九 (一三.三)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)

一九三〇年	八二.三九 (三九.〇)	二八.五九 (一三.五)	二五.五九 (一三.五)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三一年	九二.三九 (三〇.五)	二七.六六 (一三.七)	二五.五九 (一三.五)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三二年	一六.八一 (三三.五)	二六.四九 (一三.七)	二五.五九 (一三.五)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三三年	一九.九三 (三三.五)	二七.〇四 (一三.七)	二五.五九 (一三.五)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)
一九三四年	七四.七四 (三三.五)	二八.九六 (一三.七)	二五.五九 (一三.五)	二〇.五八 (一八.六六)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)	二六.八四 (一三.三)

三、出征軍人救済費対聯邦經費總額の比較

次に、出征軍人救済費と聯邦經費總額との比重を見る。大戰以後両者共遞増の傾向に在るは、勿論である。出征軍人救済費は、一九一九年三億二千三百万弗、二三年には一躍七億六百万弗に増加し、其後減少せず、二九年には七億三千五百万弗、三三年には八億六千三百万弗と増加してゐる。之に対し、聯邦經費總額は、一九一九年は戦費激増に依り、百九十三億一千四百万弗、二三年には激減して三十九億九千七百万弗、二九年は三十八億四千八百万弗、三三年は五十一億四千三百万弗と漸次増加してゐる。即ち右の数字に依り、聯邦經費總額に対する出征軍人救済費の百分比は、それぞれ、一分七厘、一割九分、一割九分二厘、一割六分八厘となり、出征軍人救済費が經費の主要部分たる事を示してゐる。

出征軍人救済費対聯邦經費總額比較 (單位百万弗)

	出征軍人救済費	軍事費	公債元利金	聯邦經費總額
一九一八年	(二、三三三%)	七、一一七	一九七	(一、四、一二〇%)
一九一九	(一、七三三%)	一、四〇二	六一五	(一、九、三一四%)
一九二二	(七、〇六六%)	六、六五	一、四五八	(三、六、九七%)
一九二五	(七、〇三三%)	六、六六	一、三四八	(三、五、二九%)
一九二七	(七、三三三%)	六、七〇	一、三一四	(三、四、九三%)
一九二九	(七、三三八%)	六、六〇	一、二二八	(三、八、四八%)
一九三一	(九、七三三%)	六、五八	一、〇一二	(五、一、五四%)
一九三二	(八、六八三%)	六、三〇	一、一五一	(五、一、四三%)

次に、一九三四年―三五年出征軍人救済費豫算の細目^{六三}を掲げる
 内訳項目の内、最大部分を占むるものは、年金及補償金で總額の
 六割強に當り、次は保険金支払額で總額の一割六分強である。

一九三五年度出征軍人救済費豫算及信託基金

豫算

管理、醫療、入院及自宅治療費	七七、六七五、九〇七、八四
印刷及装釘費	一、四一六、七三五、二二
入院及自宅治療施設費	三、七四、四二五、五三九、五七
陸海軍年金及補償金	一〇〇、三五五、二四五、九二
陸海軍保險金	二五、五六二、四六〇、八五
修正恩給証書基金	一、三六六、四〇八、三一
修正衣食者交付金	

復職幹旋費

陸海軍々人遺族手當

一九三三年―三五年全國産業復興出征軍人管理費

雜

信託基金

合衆國生命保險基金

陸軍割當分

一般郵便基金

ホレーシオワード基金

合計

復職幹旋費	九、一九二、三六
陸海軍々人遺族手當	一、〇四六、七九
一九三三年―三五年全國産業復興出征軍人管理費	一、四八六、二五六、一五
雜	一五、五〇七、二二
信託基金	二七、一七二、〇三九、一四
合衆國生命保險基金	三五一、三五
陸軍割當分	三二四、一四二、九五
一般郵便基金	三〇六、五五
ホレーシオワード基金	六〇九、九一六、四三三、八一

第三、一九三六年退役軍人ホーナス即時支拂法

一、成立迄の経過

1、一九一九年恩給法及び一九二四年修正恩給法

退役軍人に對する恩給支拂の運動は、大戰終了後、直ちに起つた。之は、一九一九年恩給法の制定となつた。右の恩給法に依れば、一九一七年四月五日以後一九一九年七月一日迄の期間に於いて六十日間以上軍務に服したる者に対し、六十弗の除隊手當を支給する、と云ふのである。一九二四年、右の恩給法の修正案が議會に提出された。修正恩給法案の要旨は、

イ、出征軍人に對し、海外勤務は一日一帀二十五仙、國內勤務は一日一帀の手當を與ふ。右の手當が五十帀に達せざる時は現金にて即時支給す。

口、右手當が五十弗を超ゆる時は之を、四分利付複利二十年満期後に支拂ふべき元利總額と同額の恩給證書で交付する

と云ふのであつた。右の恩給證書受領者は三十五萬に上り、その總額は、一九二四年現在の恩給額に二十箇年の利子を加算すれば一九四五年現在で額面三十五億弗に上るわけである。

右の修正案は、一九二四年四月、上下兩院を、上院では六七對一七、下院では三五五對五四の圧倒的多数を以て、通過した。時の大統領クリーッヂは、之を否認した。否認の理由は次の如くである。

我國は、二十五年間に毎年平均一億一千四百萬弗を追加支出するとせば、二十年後には、政府は二十五億弗の債務を負ふに至るであらう。之は必然的に二十五億弗の公債増發に導かざるを得ず、爲めに、我國財政は危殆に瀕するであらう。

クリーッヂは右の如キステートメントを發表した。法案は再度議會で審議された。採決の結果、右法案は、再び、上下兩院を、上院では五九對二六、下院では三一三對七八で、通過成立した。因に、下院に於ける第二回投票の際の賛成投票を党派別に見れば、次の如くである。共和党一六六、民主党一四五、独立党二。一九二九年恐慌の發生と共に、出征軍人恩給即時全額支拂運動は益々旺となり、一九三一年、恩給証書類面五割貸付法が制定され、十七億弗（利子を差引く）の貸付が行はれた。

2. 一九三五年ホーナス法案の上程

次いで、一九三五年、三つのホーナス法案が議會に提出された。

(1)、ヴァインソン案、二十一億一千六百五十萬弗即時拂案、

(2)、パットマン案、二十二億弗の不換紙幣増發に依る十九億五

千四百万弗即時拂案、

(3) ハリソン案、前二案の妥協案であり、被救恤者の死亡又は一九四二年を満期とする全額拂恩給証書を一九三八年満期の公債で以て額面通りに支拂ふ。

結局、右三案の内、パットマン案は五月七日、五五對三三を以て上院を通過した。ルーズヴェルト大統領は、右法案は二十億弗の紙幣増発を必要とし必然インフレーションを伴ふのみならずホーナスに關する當初の約束に比し余りに退役軍人のみを優遇するものなりとして、最初より反對の態度を表明した。五月二十二日、大統領は前例を破り、自ら下院に赴き右法案否認のメッセージを朗讀した。右に對し、下院は直ちに投票を行ひ、三二對九八を以て大統領の否認を覆した。翌日、上院に於いては、投票の結果、五四對四〇で所定の三分の二に達せず、パットマン法案は大統領

の考へ通り不成立に終つた。

3. 一九三六年ホーナス法案再び上程

越へて一九三六年一月、從來意見を異にし各自別個の運動をなしてゐた在郷軍人團出征老兵團、米國殘兵團等の團體は、今回は共同戦線を張り、下院に於いては、右諸團體の代弁者ウィンソン、パットマン其他ホーナス論者亦合流して決定的勢力となつた。議會開會劈頭、ウィンソンは、不換紙幣を以て一九四五年満期の修正恩給證書を額面通り即時支拂ふべしとの趣旨の法案を提出した。

右法案は、一月十日、三五六對五九を以て下院を通過した。然るに、ウィンソン案の即時支拂額は約二十四億弗に達する結果インフレーションを伴ふ惧ありとして、上院では強力な反對論が擡頭した。結局、ハリソン、バーンズ、クラーク、スタイワー等の有

カ議員は合同して、一月十三日、右ボーナスを額面五十弗^セ及百弗のベビーボンドにて支拂ふべしと云ふ趣旨の修正案を提出した。この案は二十日、七四對一六を以て上院を通過した。そこで上下両院協議會は、右の二つの案につき協議し、結局上院修正案を採擇する事に決した。

一月二十二日、下院は、大多数を以て、右の上院修正案を可決した。ルーズヴェルトは、二十四日、下院に對し、右法案の否認のメッセージを送つた。

然るに、下院は即日三二四對六一、上院は二十七日七六對一九を以て、右の大統領の否認を覆した爲め、多年懸案たりしボーナス即時支拂法案は遂に成立するに至つた。

二、ボーナス即時支拂法案の内容

大統領の否認を押切つて成立したハリソン法の要旨は次の如くである。

一、三百五十萬八千百九十一人の退役軍人に對しその所有する恩給證書につき、一九三六年六月十五日よりベビーボンドにて支拂を開始する。

一、右のベビーボンドは、額面五十弗、期限九ヶ年（一九三六年六月十五日より一九四五年六月十五日まで）、年三分利付、之を各地郵便局にて現金に引換へる事が出来るが個人間の賣買は許されない。又、現金引換に際し、端数のみ小切手で支拂ふ。

一、退役軍人にして恩給證書の保有を継続する者は、右の九年間年三分の利子を受取る事が出来る。

一、恩給證書額面總額は約三十七億弗^セその内十七億弗は一九三

一年の額面五割貸付法に依り既に貸付済である爲め、^{七三}残額二十億弗。之に利子を附せば、ハリソン法に依る最終支拂總額は二十四億九千百萬弗と推算される。

ハリソン法は、不換紙幣の發行に依る支拂を避けた事、利子を附するので現金化が幾分阻止されやうと見られる事に特色があつた。尤も、現金化阻止は程度の問題であり、國庫の負担がその爲めに増大するに至つた事は云ふ迄もない。

三 ボーナス即時支拂の財政的影響

ハリソン法の実施に伴ふ新財源に関し、ルーズヴェルトは二十八日に、次の如く聲明した。

「恩給法案通過に伴ふ支出を如何なる財源より賄ふかに就きて、政府は目下鋭意研察中で、租税の増徴又は新税設定等が問

題となつてゐるが、事は極めて重大であり、各方面の影響も充分に考慮しなければならぬ。従つて、今速急に政府の對策を決定するやうな事はないと考へる」

其後ル大統領は、更に、次の如き豫算内容を要請した。

一、恩給債券基金、軍人恩給法に基くベビーボンドの額面支拂に充當する二十二億三千七百萬弗

一、恩給事務費、五百五十萬弗

一、ハリソン法実施に関する財務省費、六百六十七萬八千弗

更に、大統領は、一月三十一日、右の恩給支拂をなし崩しのに補填する爲めに新年度より約三億三千萬弗の新課税を行ふ旨を發表した。

恩給證書の現金即時支拂は一九三六年六月十五日以後に行はれる爲め、その財政的影響は一九三六年度及び三十七年度に現はれた。

今、一九三四年以後各年の歳出額を比較すれば

七五

歳出項目（百萬弗）

一九三三年—三四年 一九三四年—三五年 一九三五年—三六年 一九三六年—三七年 一九三七年—三八年（修正豫算）

諸省費合計	九七四	一、〇一三	一、三六六	一、五〇五	一、七〇六
内 國 防 費	四七九	五三三	七六四	八五六	九五三
出征軍人交付金	五五六	六〇五	二、三四九	一、一三六	五七〇
出征軍人管理局	五〇六	五五五	五七六	五八〇	五七〇
調整恩給證書支拂	五〇	五〇	一、七七三	五五六	—
國債元利金	一、一一六	一、三九四	一、一五二	九七〇	八六〇
償 還	三六〇	五七三	四〇三	一〇四	—
利 子	七五六	八二一	七五〇	八六六	—
減債基金	六三	七六	五四	五五	五三

農事調整関係費	四八八	八五四	七〇一	四八八	五三四
復興救済関係費	二、一一三	三、五二〇	三、三九二	三、七八七	三、六一〇
其 他	一、七八二	一八八	一、一三六	一五九	一、〇〇一
内 社 會 保 障 費	—	—	二八	四四七	八二六
歳出合計	七、一〇五	七、三七五	八、八七九	八、一〇五	七、三二四
歳出入超過	一、三九八九	一、三五七五	一、四七六三	一、二八一一	四一八

註 復興救済関係費は、聯邦緊急救済費、公共土木事業費及び住宅所有者貸付を含む。
一九三四年度乃至三六年度の数字はアナリスト誌一九三七年七月十六日号に據る。

右表の示す如く、調整恩給證書支拂額は、一九三五年の五千萬弗

七六

かう、三六年の十七億七千三百萬弗へと一擧に十七億七千萬弗^セ強の激増を示し、三七年には激減して五億五千五百萬弗となつた。右の三六年度十七億七千萬弗の支出及び三七年度五億弗の支出合計二十二億七千萬弗の支出は、恩給證書の換金されたる額と見るべく、従つて、恩給證書額面總額約三十五億弗の内約六割が即時支拂を受けたものと見るべきであらう。

更に、之を各年歳出總額に就いて見れば、歳出總額は、三六年度は三五年度に比し右の恩給證書の即時支拂の爲め、約十五億弗の増加、歳入不足額は同じく約十二億弗の増加を示してゐる。尤も、三七年度に入つては、歳出總額は、右證書換金額の減少に照應して、減少・歳入不足額亦前年に比し約五割に近い激減振りである。

因にボーナス即時支拂法通過當時、恩給證書を所有する退役軍

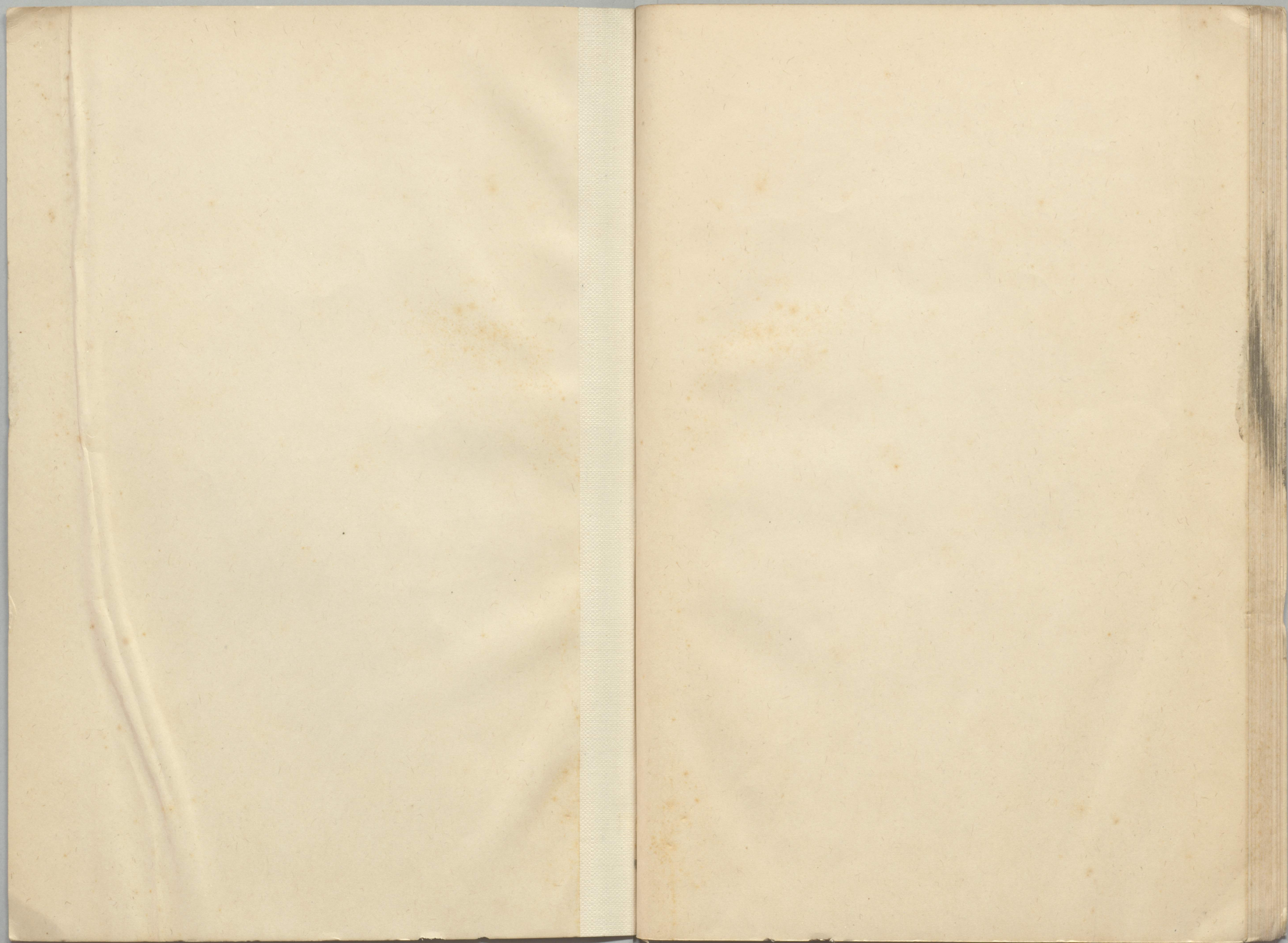
人約三百五十萬人の内五十萬人の所有する恩給證書へその額面約五億弗は換金されず手持されるであらうと推則されてゐた。
又、右のボーナスの即時支拂後は如何なる用途に費消されるかに就き、アメリカ在郷軍人團は、當時、次の如く發表した。

借金返済	三一・四 %
家屋の新築手入れ	三二・四
自動車ラヂオ等の購入	八・七
投資	七・八
家族の衣服購入	七・〇
保険料教育費の支拂貯蓄其他	一二・七

ボーナス支拂及びその現金化の爲め、當時、資金の大量移動が行はれ、ベビーボンドの現金化に依り財務省の銀行預金勘定は激^セ

減した。之に反し、通貨流通高は三六年六月二十九日現在^{七五}六十一億七千三百万弗となり、一年前に比し六億七千五百萬弗の激増に當り、一九三三年の金融恐慌以來の新記録を現出した。又、右の現金化されたる資金は、各方面を通じて、銀行の手許に続々歸流し、政府公債應募の爲め一舉に九億弗を減じてゐた銀行過剰準備金は激増し、二十四億四千萬弗となつた。

（以 上）



甲

群馬県立図書館



0706464-5